

社会福祉法人あけぼの会 役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人あけぼの会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(年間報酬総額)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事長及び業務執行理事(以下「理事長等」という。)並びに理事が理事会及び評議員会に出席した時は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席した時は、別表1により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席した時は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立ち会い及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤理事に対する報酬等の支給時期は、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月月末(ただし支給日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。)

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金積立金等を控除して支給する。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認によって行なう。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月6日から施行する。

別表1(出席報酬日額)

名称	職務	報酬
理事会出席報酬等	理事	3,000 円+源泉所得税
	監事	5,000 円+源泉所得税
評議員会出席報酬等	評議員	5,000 円+源泉所得税
	理事	3,000 円+源泉所得税
	監事	3,000 円+源泉所得税

別表2(勤務報酬等)

名称	報酬
監事監査指導報酬等(日額)	10,000 円+源泉所得税